

さいたま市告示第531号

さいたま市地域中核施設プラザウエスト使用料徴収事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市地域中核施設プラザウエスト使用料徴収事務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市南区根岸1-7-1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月27日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月27日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) プラザウエスト使用料

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局文化部文化振興課文化施設係
- (2) 電話 048（829）1227